

(別添1)

候補者の推薦について

1 被表彰候補者に該当する者は、これまでに鳥取県知事表彰「優れた技能者」を受賞した者、「鳥取県高度熟練技能者(とっとりマイスター)」の認定を受けた者、又は技能グランプリで銅賞以上の成績を修めたことのいずれかに該当する者のうち、次の要件をすべて満たす者とします。

- (1) 県内に就業している者で、推薦日現在において現役の技能者として従事しており、表彰の行われる11月にも現役で従事する見込みの者であること。
- (2) その者の有する技能の程度が卓越しており、国内で第一人者と目されている者であること。
- (3) 就業を通じて後進技能者の指導育成に寄与した者又は生産性の向上に役立つような技能に関する工夫、改善等を行い、労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者であること。
- (4) 勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者で、過去(推薦日以前)において禁固以上の刑に処せられたことがないこと。
- (5) 当該技能に関し、叙勲又は褒章を受けたことがないこと。

2 候補者の従事する職業は、技能を必要とする職業であれば製造業、建設業をはじめ、すべての産業に属する職業が含まれます。別添2の「卓越した技能者受賞者一覧(県内)」を参考にして、これまで受賞者が不在職種についても、積極的に候補者を推薦してください。

3 経験年数及び年齢の要件はありません。若年・中堅技能者で被表彰者としてふさわしいと認められる者についても推薦可能です。また、女性技能者を積極的に推薦してください。

4 推薦に当たっての注意事項

- (1) 候補者の現役生については、特に高年齢者の場合、現役性に問題がある場合が多いので、慎重に事前の調査を行い、現役性に欠ける者の推薦を行うことのないよう注意してください。
- (2) 候補者の総数について特段の制限はありませんが、都道府県知事による推薦は、「技能者表彰実施要領」(以下「要領」という。)別表(要領5ページ～)に定める職種ごとに1名(女性技能者を1名以上推薦する場合は2名まで)とされています。
- (3) 前回まで被表彰候補者として推薦のあった者であって、本表彰を受けるに至らなかった者については、真に表彰を受けるにふさわしい者であれば、改めて推薦して差し支えありません。その際、技能の卓越性を示す資料は十分に検討・調整し、過去に提出された推薦調書をそのまま再提出するようなことは避けてください。
- (4) 調書の作成に際しては、調書記載要領を参照し、的確に記載してください。また、厚生労働省における被表彰者の選考は主として書類審査によって行われるため、調書は簡潔明瞭かつ具体的に記入してください。